



# かどがね

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



消防始式

## 今月の主な行事

- 1日 血圧測定 (9~11:00 役場当直室)
- 2日 三ヶ月児健康相談 (9~10:00 役場当直室  
昭56、11月出生の乳児)
- 3日 結核事後検診 (午前、午後 役場)
- 4日 結核管理検診 ( " " )  
地婦協定例会 (19:30~中公)  
松瀬分校家庭教育学級 (10~松瀬)
- 7日 道路愛護デー
- 9日 栄養学級 (9:00 サンホテルフェニックス)  
新生活学級 (19:30~中公)
- 10日 西門川高令者学級 (9:20~三ヶ瀬)  
保育園入園申込締切日
- 11日 建国記念日
- 14日 婦連協大会 (9~12:20 中公)
- 16日 中央高令者学級 (9:30 中公)  
確定申告受付 (3月15日迄)
- 17日 青年教室 (19:30~中公)
- 19日 1才6ヶ月検診 (13~14:00 役場三階会議室)  
(昭55、7、8月出生の者)  
贈与税申告相談 (9~15:00 役場三階会議室)  
町県民税申告相談 (9~15:00 松瀬、大内原)
- 21日 白バラ駅伝大会 (9~ )
- 22日 町県民税、国保税申告相談 (9~15:00 三ヶ瀬、上井野)
- 23日 " " (9~15:00 小松、小園)

- 24日 所得税申告相談 (9~15:00 三階会議室) 26日迄
- 25日 献血 10~12:00 日向農協門川支店  
13~15:00 イチマル産業  
成人病学級 (9:30~中公)
- 28日 門川町社会教育推進町民大会 (9~中公)

- バトミントン教室  
(A班) (月曜) 9:30~11:30 中公 1,8,15,22,  
(B班) (水曜) 9:30~11:30 中公 3,10,17,24,
- 夫婦スポーツ教室 (水曜) 19:00~21:00 中公 3,10,17,24,  
習字教室 (水曜) 19:00~ 中公 3,10,17,24,  
肥満教室 (木曜) 9:30~ 中公 4,18  
卓球教室 (金曜) 9:30~11:30 中公 5,12,19,26,  
(後期)



## 1月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,254 (5,240)	8,967 (8,962)	9,754 (9,716)	18,721 (18,658)

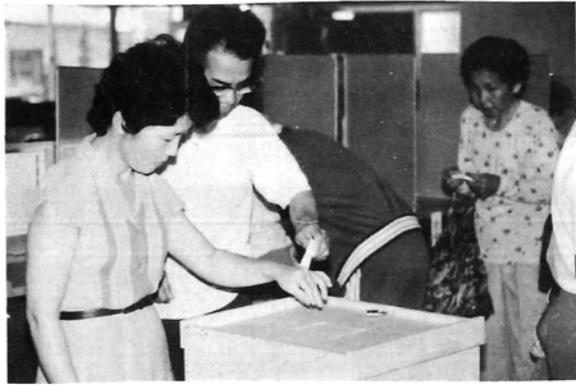
# 町長・町議選挙

## 投票は四月十八日(日)です

町選挙管理委員会は去る一月十九日委員会を開催し、町長の任期が来る四月二十一日に、町議会議員の任期が五月一日にそれぞれ満了することから、これに伴う町長、町議会議員の選挙執行の日程等について、次のとおり決定いたしました。

五十七年一月十日までに門川町に住所を移されて住民票が作成された者で(転入届をした者)引続き門川町に住んでいることが、要件とされます。

- ◎選挙人名簿登録日(四月十日) 四月十一日  
(四月十日の基準日において選挙人名簿登録資格を有する者について、委員会が登録する日でありませぬ。)
  - ◎縦覧期間 自四月十一日から至四月十三日までの三日間  
選挙時登録が行なわれませぬと、委員会では選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供することにありますが、この登録に関して不服があるときは、右の期間内に文書で委員会に異議を申し出ること
  - ◎告示日 四月十一日
  - ◎投票日 四月十八日 (日曜日)
- 尚、選挙運動は、選挙執行の告示がされないときできません。それまでに運動いたしますと、事前運動の禁止規定違反に問われることがありますので、立候補予定者の方は勿論、選挙人一人一人が充分注意していただき、明るい選挙が行なわれるよう町民のご協力をお願い申し上げます。



(前回の衆参同時選挙風景)

### ◎選挙時登録の基準日

(今回の選挙で新たに選挙権を有することとなる者の登録資格を決定する基準日のことでもあります。)

この基準日は四月十日と決定されました。今回登録される者は、年令については昭和三十七年四月十九日までに生まれた者であります。住所については、昭和

第13回  
**白バラ 駅伝大会**  
参加チーム受付中

町青年団主催により「明るい選挙を合言葉に」町民一人一人が主権者としての自覚を高めましょうという目的で白バラ駅伝大会が左記の要領により開催されますので参加希望チームはどしどし申し込み下さい。

一、大会期日 二月二十一日(日) 午後七時三十分

一、集合場所 役場駐車場  
一、集合時間 八時三十分  
一、開会式 九時  
一、出発 発 十時

※競技規定  
(イ)参加単位は一チーム九名とし、男子六名女子三名とする。  
(ロ)白バラ駅伝とチーム名を入れたゼッケンをする。ただし、前のゼッケンは事務局で準備する。  
(ハ)伴走はないものとする。

※申し込み  
(イ)申し込み先 町教育委員会・青年団事務局  
(ロ)申し込み期日 二月十三日までに申し込み込むこと  
※監督会議 二月十九日(金) 中央公民館

※コース  
役場スタート(男)「二千」門川スポーツ店前折返し梶木(女)「七百」府内橋(男)「千七百」城屋敷公民館(女)「八百」小園前(男)「二千二百」金太郎焼肉店(女)「六百」坂元タクシー(男)「千四百」元八部消防機庫(男)「千」鳴子橋(男)「千五百」役場ゴール

※その他  
事故については一切責任を負いませんので、各々スポーツ障害保険に加入するなどの準備をして下さい。

日ごろから  
心がけよう  
きれいな選挙

# 飲酒運転絶滅月間



2月1日～2月28日

〔検挙状況〕

区分	56. 11	55. 11	増減数	増減率
酒 酔 い	298	328	△30	△9.2%
酒 気 帯 び	2,658	2,572	86	3.3
合 計	2,956	2,900	56	1.9

〔運転免許取消し状況〕

区 分	56 . 11	55 . 11
酒 酔 い	228	163
酒 気 帯 び	92	69
酒 酔 い 死 亡 事 故	2	0
酒 酔 い 傷 害 事 故	25	43
酒 酔 い 物 損 事 故	57	86
合 計	404	361

注(1) 酒酔いは15点ですべて免許取消し処分となる。  
 (2) 酒気帯びで取消しは、処分前歴や他に違反があったため  
 (3) 酒酔いの検挙件数と酒酔いによる取消しの件数違いは、処分決定時期のずれによるもの。

交通事故の防止につきましてはかねてから町民の皆さまのご協力をいただき感謝いたしているところであります。

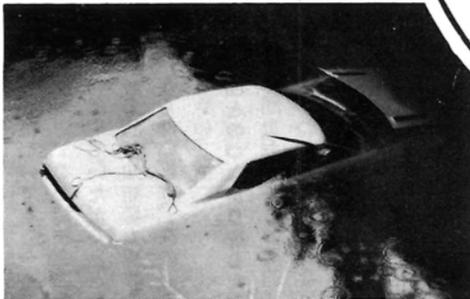
さて、今年も二月を飲酒運転絶滅月間として、飲酒運転を追放する運動が行なわれます。

昭和五十六年十二月十七日現在県下の交通事故の発生件数は三、〇〇四件、死者八十九人、負傷者三、六五四人といずれも減少しておりますが、死者についてはマイナス三人ですが流動的、いつまた増加傾向に転ずるかわからない不安な状態であります。

この中で死亡事故のうち、飲酒運転に関するものをみてみますと  
 ○飲酒運転により相手を死亡させたもの  
 五件、五名  
 昨年同期 七件七名

○飲酒後歩行及び、自転車利用中に自動車にはねられ死亡したのも  
 七件、七名  
 昨年同期 六件六名

死亡事故発生件数八十五件の十パーセント、死者八十九名の十三、五パーセントにもなっております。



(府内川に転落した乗用車)

おり、相変わらず飲酒による交通事故死者が多いことがあげられます。また、飲酒運転の検挙及び運転免許取消し状況については次のとおりです。

御承知のとおり、改正道路交通法施行後飲酒運転は一時減少しましたが、その後は毎年増加しており、これに伴い免許取消し処分を受ける者も増加しております。飲酒運転を追放するためには、運転者自身「飲んだら乗らない」を徹底することはもちろんですが職場の上司や同僚、家族が飲酒のときは鍵を預るなど、職場ぐるみ家族ぐるみの飲酒防止運動が必要であります。

つきましては、この運動が単にかけ声のみに終ることなく、地域、家庭の中まで浸透し、一人の飲酒運転者も出さないよう幅広

い県民運動として展開できるように町民の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。

〔飲酒運転絶滅月間推進事項〕

- 一、交通安全会における徹底した飲酒運転の追放運動
- 二、家庭における徹底した飲酒運転の追放運動
- 三、職場における徹底した飲酒運転の追放運動
- 四、酒類提供者の自主的活動の推進

◎表彰者  
 知事表彰  
 二部部长 新田 利彦  
 県協会長幹部表彰  
 七部部长 立花康三郎  
 県協会長一般表彰  
 一部部長 黒木 豊彦  
 五部 黒木佐一郎  
 六部 黒木藤志夫  
 八部 濱崎 昇  
 九部 園田 太美  
 十一部 川崎 広年  
 十三部 林 邦彦

延岡支部長表彰  
 本部班長 池田 保  
 " " " " 今西 志郎  
 " " " " 田中 豊彦  
 " " " " 金丸 隆弘  
 " " " " 志田 嘉久  
 " " " " 志田 誠  
 " " " " 谷口 春芳  
 二部 峰 喜久一  
 三部部長 安田 修  
 四部 金丸 修二  
 四部班長 道前 宏一  
 六部 山下 久雄  
 七部 津島 由伸  
 八部 " " "

# ＝昭和57年＝ 消防始式開催さる！！

本町消防団始まって以来の雨天の中での始式でありましたが、団員の出勤率も最高を数え、且つ又団員の卒先しての献血をするなど、盛大にしかも有意義な消防始式でありました。



(点検長入場)

町長表彰	本部班長 原田 敬蔵	本部班長 柳田 隆晴
" " " "	神戸 雅徳	" 団員 江川 朝伸
" " " "	小林 正春	" " " " 竹田 直
" " " "	金丸 隆康	" " " " 山本 道明
一部班長 竹田 継敏	" " " "	" " " " 松尾 俊美
二部 黒木福一郎	" " " "	" " " " 岩佐 誠
三部班長 小谷 芳憲	一部班長 志田 重利	十一部 津島 隆幸
四部班長 浅野政一郎	" 団員 川野 光男	十二部 山田 好博
" " " "	" " " "	" " " "
五部 吉田 芳満	" " " "	十三部 金丸 節孝
六部 黒木 京一	二部 飯田 真澄	" " " "
七部 長渡 省三	三部班長 炭倉 光夫	町長感謝状(海難救助)
" " " "	" " " "	南町二区 桑田ハナ子
八部 廣本千代美	四部 柴田 正義	上納屋二区 福田 富蔵
九部 高橋三千男	" " " "	平城西 浜口 進
十一部 阿波野正男	" 団員 米良 一憲	旭町 黒木 高司
十二部 林田 清利	五部班長 水永 洋次	延岡市消防団長感謝状
" " " "	" 団員 金丸 洋次	上納屋二区 西森 静男



(勢揃いした団員)



(演奏した消防音楽隊)

## 派出所だより

# ●●●●●●●● 知能暴力犯罪を 根絶しよう！！



暴力団はこれまで、賭博、ノミ行為、覚せい剤密売などで組織の活動資金を稼いでいたが、最近では債権取立て、手形詐欺、暴力金融など、資金になるものにはなんでも手を出すという傾向を強めています。

そのほか暴力団又はその周辺の者が、暴力組織による威嚇力を背景に経済取引上のトラブルあるいは交通事故の示談など市民の日常生活面にまで介入する、いわゆる知能暴力犯罪を繰返して有力な資金源としています。

と、役場一階 町民室 派遣相談員、日高泰男相談員

※交通事故にあわれた方に損害賠償などの予備知識がないため、相手につけこまれたり、非常に安い賠償金で泣きねいりする例をよく耳にします。このようなことをなくするため、交通事故にあわれた方の相談相手になって、正しい事後措置について助言したり、関係の保護機関へのあっせんをおこないます。

又、県では、交通事故にあい当面の生活に困っておられる方に、生活つなぎ資金の貸付金制度を設けています。くわしくは相談員におたずねください。

日時、昭和五十七年二月二十六日(火曜日)  
午前十時から午後三時まで

このような民事事件に介入する事案に対処するため警察では、「暴力団の民事介入事件相談窓口」を設けて、広く県民の相談に応じることにしています。

皆さんの相談に対しては秘密を守り、保護についても万全を期していますので、この相談窓口を積極的に利用していただくとともにこれら暴力団の知能暴力犯罪の被害にかからないよう、次の点を心がけて下さい。

○暴力団とのつながりをとらない  
暴力団員およびその周辺にいる者とのつながりをとらないことが大切です。暴力団に債権の取り立てを頼んだり、金銭を借りたり、示談の話し合いに入ってもらったりすることは、結果として大きな被害を被る事が多く、大へん危険です。

○被害にあったときは、直ちに警察へ届け出る。  
被害にあったとき、又はあいそうになったときは直ちに警察に届け出ることです。被害が少いから、仕返しがかいから、自分にも落ちどがあつたら、みづともないから、などの理由で届け出をしることは、暴力団をますます増長させ、また被害を更に大きくする場合があります。くれぐれもありません。

○資金源となる賛助金、寄付金や催し物などに協力しない。  
この状態では、もはや本人の生活は破たんをきたし、覚せい剤を求め購入代金ほしさに盗みをし

暴力団員およびその周辺にあり、いろいろな催し物を主催し、賛助金や寄付金の提供を求めていることがあります。このようなものに協力することは、暴力団を助けることになり、必ず警察に相談するようお願いいたします。

覚せい剤を追放しよう  
覚せい剤の乱用は、昭和四八年ごろから急激に広がり、宮崎県内においても、ますます増加の傾向にあり、県中部から次第に農村部にまで浸透し、県下一円に大量の覚せい剤が回っています。

覚せい剤を注射すると、一時的に疲労がとれたように感じますが数時間後になると結果的に疲労が残り、憂うつな気分が襲われ、そのため続けて注射したい気分になり、この悪循環から次第に中毒者となつてゆき、やがて

○節穴が人の目に見えたり、  
○誰かが大声で追いかけてくるように感じたり  
○誰かに狙われ殺されそうな被害妄想にかかったり  
○妻が浮気をしたと雅推し、友人を殺そうとしたり、

この状態では、もはや本人の生活は破たんをきたし、覚せい剤を求め購入代金ほしさに盗みをし

たり、覚せい剤の薬理作用により人を殺したり、傷害、住居侵入などの凶悪犯罪を起こすようになってきます。

その覚せい剤は末端価格にして一グラム、二〇万円から三〇万円といわれていますが、暴力団はますます巧妙な方法で密売を繰り返り、最近では少年や主婦等にも売りつけ、毒牙にかけ覚せい剤禍をまんえんさせ、最大の資金源にしています。

「覚せい剤を社会から追放しよう。」  
覚せい剤に手を出すと、覚せい剤を買うのに高額の金を使い結果として家庭を破壊し、友人を失い本人が廃人になるばかりでなく、暴力団をますます太らせ、はびこらせることとなります。

警察では、覚せい剤を撲滅するために密売人の一掃を期して検挙に全力をあげています。

町民のみならず街角やスナック等で暴力団風の男から「眠気がとれる」とか「やせ薬」などと誘われても、好奇心から決して手を出さないことももちろん、誘いを受けたら、このような場面を見たときは、すぐに一一〇番に電話して下さい。



昭和三十五年中に起こった火災のうち、損害額のいちばん大きいのはたばこによるもの。たばこによる火災一件当たり、約百七十万円相当の財産が灰になった勘定になります。

第二位がストーブによる火災。損害総額ではたばこに「一位」の座を譲っているものの、一件当たりの損害額では断然トップ。

一件当たり約三百八十万円相当の財産が「燃料」にされてしまいました。

昭和三十五年中には、全国で一時間にほば七件の割合で火災が発生していますが、これを出火原因別に見ると、たばこ、火あそび、たき火の順で多く、ストーブは七番目です。ところが、わたしたちの財産を灰にしてしま

### たばこ一本 百七十万円 ストーブ一台 三百八十万円

火災による損害額  
昭和三十五年版  
消防白書

まう「効率」という点では、ストーブは他を圧倒していると言えます。

これは、ストーブが家財道具の集中した部屋で使われるためともいえますが、最大の原因は火災が起こった場合の炎が大きい、初期消火が難しいという点にあります。

ストーブはわたしたちに「ぬくもり」を与えると同時に、財産や生命を奪うこととなる危険性も秘めています。家や家財道具ならあきらめもつきませんが、命を燃やされてはたまりません。ストーブには、くれぐれもご注意

を――。

ストーブは怖い――とはいっても、正しく使いさえすれば、ただの暖房器具。使うときには次の点に気をつけましょう。

- 1 取扱上の注意事項など、説明書をよく読む。
- 2 周囲は常に整頓し、燃えやすいものを置かない。
- 3 部屋の出入口や通路などで使わない。
- 4 近くに洗濯物を干したりしない。
- 5 ペンジン、ヘアスプレー、など揮発性のものをそばで使わない。

- 6 火のついたまま持ち運ばない。
- 7 外出するとき、寝るときは必ず火を消す。

さらにストーブの種類に依りて次の注意も必要です。

石油ストーブ：燃料の補給は必ず火を消してからにする。

電気ストーブ：使わないときはコンセントを抜く。

ガスストーブ：ゴムホースには耐圧ホースを用いるとともに、なるべく短いもので済むように、できるだけ元栓の近くで使う。また、ホースのひび割れに注意する。

## 春の全国火災予防運動 2月28日～3月13日

## 山歩く心にも火の用心

全国山火事予防運動 2月28日～3月6日

長かった冬からそろそろ目ざめる日本列島。同時に、行楽や山菜取りで山へ行く人が多くなり、山火事が増えるのもこのころからです。

昭和三十五年には、全国で四千二百二十件の山火事が発生しましたが、このうち約七三%に当たる三千五百件が二月から五月の四か月間に集中しています。

この時期は、空気が乾燥し落葉や枯草が燃えやすいという点とありますが、出火原因をみると、たばこやマッチなどの投げ捨て、たき火の不始末といった、ちよつとした不注意によるものがほとんどです。

「森林は国土の宝」といわれるように、緑の山は、水資源の確保や国土を災害から守る役目を果たして、わたしたちの生活を豊かにしてくれました。また、一方では、レクリエーションや憩

いの場として心をなごませてくれます。

しかし、森林がこのような目的で利用できるようになるまでには五十年、百年という長い歳月が必要で、

ところが、ひとたび山火事が発生すると、こうした歳月と資金と労力を、費やした森林資源が一瞬のうちに灰になってしまいます。

一度燃えてしまった山は、建築物などのように短期間に修復できるというものはありません。植林に始まる長い年月と多

額の資金、多くの人の労力が改めて必要になります。また、山火事によって損なわれた景観は、いかに科学的発達した今日でも、すぐに元に戻すことは不可能です。このように山火事は、わたしたちの社会に極めて大きな損失をもたらします。

こうした山火事を防ぐため、毎年、春の全国火災予防運動の前半一週間(二月二十八日～三月六日)に、全国山火事予防運動が行われます。

わたしたちの暮らしに欠かせない貴重な森林を山火事から守

- ① たき火をしたときは、後始末を完全にす。
- ② たばこの吸殻は必ず消す。
- ③ 車からたばこの吸殻を投げ捨てない。
- ④ 強風または乾燥時および枯草などのある場所では、マッチを使ったり、たき火をしない。
- ⑤ 子供に火遊びをさせないよう注意する。
- ⑥ 火入れをするときは必ず許可を受ける。

## 精神薄弱者及び身体障害者に対する宮崎交通バス(株)運賃割引について

従来から、身体障害者に対してはバス運賃割引制度の適用(内部障害者を除く)が有りましたが、昭和五十七年一月一日から、精神薄弱者及び身体障害者のすべてに対してこの運賃割引制度が適用されることになりましたので、お知らせ致します。なお、取扱いについてはつぎのとおりです。

- 一、バス運賃の割引は、宮崎交通株式会社運行に係る路線バスに限りです。
- 二、割引対象者
  - (一) 療育手帳所持者(介護付の場合には介護人一名を含む)
  - (二) 身体障害者手帳所持全障害者
- 三、割引率
  - 普通料金の半額(ただし、一部適用除外あり)
- 四、利用方法等
  - 療育手帳所持者が単独で乗車する場合は、療育手帳を呈示すること。介護人と共に乗車する場合は、シールを添付した療育手帳を呈示すること。なお、介護付シールは療育手帳A所持者で、単独でバス利用のできない者について、門

川町役場住民課でお渡し致します。ただしこのシールを添付した療育手帳では単独でバスに乗車することはできません。介護者の割引率も半額ですが、療育手帳所持者が学齢未満児の場合、介護者にも適用はなく、小学生である場合は、

新年を迎えてはや一ヶ月、年賀の整理はお済みになりましたか。北から南から、たくさん年賀状がとどいたことでしょうか。仕事から離れ、すがすがしい気分を迎えた新年の初めに、親子、親戚、友人、知人等とのつながりを確かめつつ、賀状からつたわってくる親しみを味あうのは、何ともいえない暖かさを感じるものです。

書くことや、読むことが、とてもありますが、老いも若きも、「ふみ」をおおしての情緒の豊かさを忘れず、大切にしていきたいと思えます。

「ふみ」のやりとりの原則は、毎年、「町報」をおおしてお願い

は、介護者にも適用されません。なお詳細、不明な点については住民課厚生係にお問い合わせ下さい。

昭和三十六年度  
門川町社会教育  
推進町民大会

一、期日  
昭和三十七年二月二十八日(日)九、〇〇～十五、三〇

二、会場  
中央公民館

三、実践主題  
「明るい家庭、住みよい郷土づくり」

四、大会内容  
活動報告及び全体会議と記念講演  
演題「ぬくもりのあるふるさとづくり」  
講師 立教大学教授 岡本 包治先生  
講師紹介 大阪府に一九二八年に生まれ、旧制第四高等学校を経て東京大学教育学部行政学科

「住所録」等の整理をお願いいたします。

同姓同名の番地記載なし  
差出人の住所氏名  
正しい住所氏名を書かず、簡記(省略)したものが多く

2月28日(あて先は正確に)

1. 門川町……だけのもの  
2. 番地の記載のないもの  
3. 県営、町営住宅等の棟番号、室番号のないもの  
4. 子供あて……世帯主名のないもの

「住所録」等の整理をお願いいたします。



お知らせ

1. 昨年七月から、速達区域が改正になり、加草方面の国道沿線および庵川方面の一部が、速達の配達区域に加まりました。ご利用下さい。

2. 昨年来、検討されてきましたところの「門川米町簡易郵便局」が、二月一日開局いたしました。取扱いの内容については、郵便、貯金、保険を取扱います。ただし、料金別納、後納、内容証明、低料金郵便物、電信為替、国庫債券、財形貯蓄等、取扱わない業務もありますので、お確かめのうえご利用ください。

本を示せば、子供は見習います。よい模範を示さないで、子供だけに思いやりのある心を要求しても、できるはずがありません。親が態度で示すことが大切です。次に、我が子だけが、よい子供であると思っていないでしょうか。とかく、我が子のことは、わかりにくいものです。もう少し客観的に見つめ直す必要があります。我が子を思いやりのある子にするには、よその子にも、我が子以上の愛情をもって接してやりたいものです。そうした態度が思いやりのある子を育てるものになるのです。思いやりのある美しい花を

同和問題を

正しく理解するために

11

…部落差別は どうしてできたか…



(梅の花)

一、古代、中世の流動的な身分
原始時代には、長い間にわたって、狩りをしたり、魚をとったり木の実や草の根を採集したりの生活で、豊かではありませんが、貧富や身分の差のない平等な社会が続ききました。しかし、弥生時代になって、大陸から稲作の技術が伝わり、本格的に農業が行なわれるようになり、富がたくわえられ、国が生れ、社会は治める者

良民との間には法律の上でさまざまな差別を受けました。しかし、勢力を持つ貴族や寺社が土地を私有する荘園が発達した十世紀の初めごろ(平安時代)には、律令のしくみもくずれて、賤民も解放されていきました。つまり、法的には賤民はなくなったのです。そして、中世には、荘園領主に隷属して雑役をつとめる散所とか芸能、土木、染色、肉魚介の販売交通関係の仕事で生活をする河原者などの低い身分とされた人びとが(このような仕事はどのような社会でも必要なわけですから)当然いました。ただ留意しなければならぬことは、この時代の低い身分として賤視された人びとは、地位や身分が固定したものでなく仕事がかわればそれに伴って移り動くという流動的なものであった点と、従って前の時代の賤民とは血縁的なつながりを持っていないという点です。

と治められる者に分かれてきました。この国家の成立や階級の分化がもとになって、身分制度が作りだされたのです。西暦紀元ごろ、日本人の中にも奴隷がいて、中国に貢物としてさしだされた記録も残っています。大化の改新の後、中国のやり方をまねた律令制度のもとでは、民衆は良民と賤民の身分に大きく分けられ、さらにその中を上下にこまかく区分して支配されました。都では賤民を売買する市もたち、

シリーズ

門川町青少年健全育成町民会議だより

(17)

《思いやりのある子供》にするには どのようにすればよいでしょうか

母と子の心の結びつき
A君の家は農家です。休みには母と一緒に畑仕事の手伝いに出かけます。畑の草取りや、種まきをして、野菜を作る手伝いをします。また、風呂たきもA君の日課であり、夕方になると薪で風呂たきをします。この親子は、読書する時も感想



(日向で仲良く お弁当を食べる園児)

を話し合っています。そのため、いつも心がかよいあっているのです。母のしつけ、やさしい心づかいがいつのまにか、この子に感化したのではないのでしょうか。A君のまじめさや思いやりは、生まれつきでなく家庭環境の中で育ったものです。子供は、親が言ったことをすぐ実行するものではありません。日常の手伝いなどの体験を通して、からだで覚えたり、親の働く姿や生活態度を見ながら育っていくのです。

今日は、A君のような思いやりのある子供がどれだけのいるでしょうか。多くの子供は、自己中心的であり、自分さえよければ、人はどうなってもよいと考えるようです。子は親に生きつつし どうして、こんな子供が多いのでしょうか。第一に、親の生活態度に問題があるのではないのでしょうか。昔から子供は、親に似ると言われています。親が身をもって、子供によい手

昭和57年度教育モニター募集要領 文部省

- 1. 趣 旨
政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。
2. 仕 事
教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。
①文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。
②①以外で、文教行政に対する御意見、御要望などがある場合は、随時お送りいただきます。
3. 募集人員等
500人 依頼期間 2年 (本県の募集人員……9人)
(56年度に依頼した方と合わせて、教育モニターの人数は1,000人となります。)
4. 応募資格
教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている、年齢満20歳以上の日本国民です。ただし、次の方は応募できません。
①国会議員及び地方公共団体の議会の議員
②常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できます。)
③行政相談委員法による行政相談員
④かつて文部省教育モニターであった者
5. 謝 礼 等
謝礼は、依頼した事項に対する報告1回について1,500円を支払います。また、文部広報、その他の広報資料を発行のつどお送りします。
6. 申 込 先
居住地の都道府県教育委員会の広報主管課
(宮崎市橋通東1丁目9番10号 県教育庁総務課)
7. 申込み締切日
昭和57年3月3日(水)
(郵送する場合には、3月3日の消印有効です。)
8. 「教育モニター申込書」用紙の請求
所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6.申込先」で受け取るか、又は60円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して請求してください。
9. 選考結果
昭和57年4月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。



(たこあげ大会)

# 門川俳句会

## 新春句会作品

・歳の市他人の冷たき手にもふれ  
 ・除夜の鐘撞木にからむ僧の息  
 早川梢月

・なれぬ帯少しくずれて春着の娘  
 ・一枚は亡き母宛の賀状かな  
 今村秀峰

・烏瓜仔牛かけ過ぎかけ戻る  
 ・初日の出見たさに走る渚まで  
 米良耕月

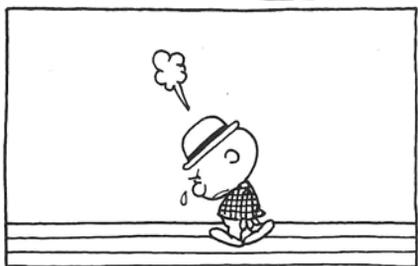
・祝賀の詩一吟友の初舞に  
 ・振袖に稚児七草の神参り  
 黒木如月

・標飾り焼く気苦勞や妻の日々  
 ・水仙の匂うハンドル右にきる  
 佐藤優

・初買いは遠く住む子への贈物  
 ・唯一輪咲きし水仙摘みきれず  
 小田登美枝

# ほろぼの家族

伊田公彦



小田登美枝

早くも

咲きはころびる桜



西栄町 若松ソノさん宅の桜

野地純泉

・書き初めは日本一の富士の山  
 ・鶯の輪の中に広がる老いの春  
 黒木白洋

・雲間より大円盤の初光り  
 ・型破ることは好まず初詣  
 三石たくじ

## 寄付お礼

永願寺・御詠歌御一同様より、  
 社会福祉事業にと、一金壹万円の  
 御寄贈を頂きました。  
 ここに厚くお礼申しあげますと  
 共に、その趣旨にそいまして、有  
 効に活用させて頂きます。

社会福祉法人 門川町社会福祉協議会

## ごめい福を祈る

死亡者氏名 年令 住所  
 小林 トシ 82 三ヶ瀬

## 香典返しお礼

三ヶ瀬 故小林トシ殿  
 南町一区 故山野武夫殿  
 五十鈴 故白木美津子殿  
 上井野 故鹿島祐一殿  
 竹名 故河野フサ殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

庵川西 故黒木マス殿  
 南町一区 故木村征弘殿  
 上町 故赤沢 栄殿  
 尾末東 故後藤シヨブ殿  
 栄ヶ丘 故河野スガ殿  
 小園 故野地修一郎殿  
 小園 故小邑 恒夫殿  
 五十鈴 故金丸徳蔵殿

一金貳万円也 小林 濟殿  
 一金貳万円也 山野サカエ殿  
 一金拾万円也 白木 功殿  
 一金貳万円也 鹿島フミ子殿  
 一金貳万円也 河野 仁一殿  
 一金壹万円也 黒木伊勢松殿  
 一金五万円也 木村 幸子殿  
 一金貳万円也 赤沢マサノ殿  
 一金貳万円也 後藤且三郎殿  
 一金壹万五千元也 内田百合子殿  
 一金五万円也 野地ハルカ殿  
 一金貳万円也 小邑ケサミ殿  
 一金壹万円也 金丸フヂノ殿

締切日(一月十六日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会